

監事監査規程

NPO 法人国際教育支援機構スマイリーフラワーズ

第1条（目的）

本規程は、監事監査の基準及び手続を定め、監事による監査を適正かつ円滑に実施することを目的とする。

第2条（準拠）

監事の職務及び権限は、法令及び定款の定めるところによる。

監事は、決算関係書類について必要な監査を行う。

第3条（監査の範囲）

監事は、理事の業務執行の状況（業務監査）及び当法人の財産の状況（財産監査）並びに法令・定款・内部規程の遵守状況を監査する。

第4条（監査の方法）

監事は必要に応じ理事長又は職員に資料提出・説明・報告を求め、会計帳簿、証憑、議事録等を閲覧・確認する。

監事は必要に応じ理事会に意見を述べ、理事会招集を請求できる。

第5条（不正等発見時の対応）

不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を発見した場合、総会又は所轄庁に報告する。

必要がある場合、監事は総会を招集できる。

第6条（監査の時期）

監事は期中監査（必要に応じ随時）及び期末監査（総会付議前）を行う。

第7条（監査報告書）

監事は監査報告書を作成し理事長に提出し、決算関係書類に添付する。

第8条（守秘義務）

監事は職務上知り得た情報を正当な理由なく漏えいしてはならない。

第9条（改廃）

本規程の改廃は理事会の決議による。

附則

この規定は、令和6年4月1日から施行する。